別紙様式１

# 庁舎等の取得等予定に対する審査調書及び意見書（　　年度予定分）

財務局等名

| 整理番号 | | 省庁名 | | 部局名 | | 口座名 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 現地確認結果を踏まえた検討内容 | 審査項目 | 判定 | 判定理由 |
|---|---|---|---|
| | 取得等理由 | | |
| | 官庁施設整備構想との整合性 | | |
| | 代替施設活用可能性 | | |
| | 位置・環境（法的制限等） | | |
| | 庁舎の規模 | | |
| | 敷地の規模 | | 敷地面積　㎡ / 法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容 / 建物の建設が不可能な部分の有無及び内容 |
| | | | 建物延面積　㎡ |
| | | | 建物の容積率　% |
| | | | 法定容積率　% / 合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容 / その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容 |
| | | | 利用率　% |
| | | | 都市計画に定められた地域区域 |
| | | | 土地の利用状況の評価その他の判定理由 |
| | 取得等の方法及び見通し | | |
| | 特記事項 | | |

| 現有建物状況 | | | コスト比較 | | | 総合意見 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 老朽度（築年数） | 年 | | 保有 | 億円 | | 判定 | |
| | 狭あい度（面積率） | % | | 賃借 | 億円 | | | |
| | 耐震安全性（分類、評価） | | | 差額 | 億円 | | | |

（別紙様式１：庁舎等の取得等予定に対する審査調書及び意見書）　作成要領

本表は、本文記の２の⑴により理財局長から送付された「庁舎等の取得等予定に関する調書」（本文記の５の⑶の「翌々年度整備予定事案」を含む。）に基づき、次により１件ごとに別葉として作成する。

１　「整理番号」、「省庁名」、「部局名」及び「口座名」欄は、理財局長から送付された「庁舎等の取得等予定に関する調書」の該当欄を転記する。

２　「現地確認結果を踏まえた検討内容」欄は、各審査項目について、現地確認結果等を踏まえ、本文記の２の⑵に基づき審査を行い、次により記載する。

⑴　「判定」欄は、審査した結果、適当と認められる場合は「〇」を、不適当な場合は「×」を記載する。

⑵　「判定理由」欄は、「〇」又は「×」と判定するに至った理由を具体的に記載する。

⑶　「特記事項」欄は、現地確認結果等を踏まえ、取得等の必要性・緊急性に関して特記すべき事項（老朽・狭隘の状況等）、取得等の実施に当たり懸念される事項（近隣等の周辺環境を踏まえた立地や規模の妥当性等）等について記載する。

３　「敷地の規模」に関する「判定理由」欄の各項目は次により記載する。

⑴　「建物の容積率」欄には、当該庁舎の延床面積の敷地面積に対する割合を記載する。

⑵　「法定容積率」欄には、当該庁舎の敷地に関して、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づき地方公共団体が定めた都市計画（以下「都市計画」という。）において定められた容積率を記載する。また、「利用率」欄には、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。

⑶　「都市計画に定められた地域区域」欄には、当該庁舎敷地に関して都市計画に定められた都市計画法第８条第１項各号に規定する用途地域の種類等の地域地区の種類を記載する。

⑷　「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容」欄には、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第５２条第２項に規定する前面道路の幅員による制限、同法第５５条に規定する高さ制限等の庁舎を建設する場合に法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。

⑸　「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。

⑹　「合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容」欄には、積雪地における雪捨て場等合理的な理由により、庁舎敷地の一部として一定の目的のために建物を建築しない部分として確保する必要がある部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。

⑺　「その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容」欄には、敷地周辺建物との調和を図る必要性等の当該敷地を有効利用する場合の制約となる事項の有無及び有の場合には、その内容を具体的に記載する。

⑻　「土地の利用状況の評価その他の判定理由」欄には、法定容積率に対する利用率等を指標として、土地が有効利用されているかの評価及びそれを踏まえた敷地の規模の適否のほか、敷地面積の削減等更なる有効利用の方策が考えられる場合には、その内容を記載する。

４　「現有建物の状況」欄は、国土交通省の調査結果（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26 年 法律第 181 号）第９条に基づく営繕計画書に関する意見書等）に基づきそれぞれ記載する。

５　「コスト比較」欄は、別添通達に基づき総括部局長より提出された別紙様式１のコスト比較欄に記載されている建替え等により国が保有する場合と民間施設を借受けする場合のコストについて、それぞれの現在価値に換算した総額及びその差額等を、その内容を確認の上、記載する。

６　「総合意見」欄は、「判定」欄に上記２の審査に基づいた総合的な判定結果を記載するとともに、その判定に至った理由等を具体的に記載する。

なお、「判定」欄には次の区分により判定するものとする。

Ａ：取得等を行う必要が認められるもの

Ｂ：取得等を行う必要は認められるが、確定すべき要件（敷地(建物)規模の確定、借受け先の確定等）を満たしていないもの

Ｃ：取得等を行う必要が認められないもの

Ｄ：取得等の必要性について、引き続き検討（合築や使用調整の実現可能性等）を行うべきもの

別紙様式２

# 中 期 整 備 予 定 調 書 （　　年 度 予 定 分）

| 部局名（会計名） | 整　備　計　画 | | | | | | | | | 現　有　施　設 | | | | | | | 財務省（財務局）意　見 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地（口座名） | 市区町村コード | 取得方法及びその見通し | 土地 | | 営繕計画 | | | 整備理由 | 所在地（口座名） | 市区町村コード | 土地 | 建物 | | | 施設整備後の処理計画 | |
| | | | | 面積 | 用途地域 建蔽率 容積率 | 構造 階数 | 建面積 延面積 | 工期 | | | | 所有区分 面積 | 所有区分 構造 階数 | 建面積 延面積 | 築年次 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（備考）本調書には、位置図・配置図（土地の利用計画を明らかにしたもの）など、整備概要が把握できる資料を添付する。

（別紙様式２：中期整備予定調書）

作成要領

１　別添通達に基づいて各省各庁の部局長から送付された「中期整備予定調書」に係る審査を行う。

２　「財務省（財務局）意見」欄は、本文記の２の⑵の取得等予定調書の審査における留意点を踏まえた審査結果を総合的に勘案し、必要な意見を簡記する。

　なお、別添通達記の第２の２の⑴に該当する翌々年度整備予定事案については、「本事案に係る審査意見については、理財局長から各省各庁の総括部局長あてに別途通知する。」旨を「財務省（財務局）意見」欄に記載する。